



OBA MJ 連載

# Vol.29 行政連携

## 大阪狭山市長インタビュー



大阪狭山市長  
**吉田友好**  
氏

【聞き手】西出 智幸

(副会長)

岸本 佳浩

(行政連携センター運営委員会 事務局長兼副委員長)

中川 元

(行政連携センター運営委員会 副委員長)

堀 正典

(行政連携センター運営委員会 副委員長)

### コンプライアンスの推進と政策法務分野の強化 ～地方自治体職員として弁護士を採用して～

昨今、任期付職員として弁護士を採用する地方自治体が増加しています。特に大阪府内においては、常勤・非常勤を含めて多くの弁護士（法曹有資格者含む）が任期付職員として活躍しています。

そこで、吉田友好大阪狭山市長に「大阪狭山市のまちづくりの実情」と「弁護士の採用・弁護士会との連携」について伺いました。

### ～大阪狭山市のまちづくり～

—— 吉田市長は、狭山町（現大阪狭山市）に職員として入庁され、その後、市長に就任されたと同っておりますが、市長に立候補された動機はどのようなものだったのでしょうか

私の市長就任前の大阪狭山市の財政は、危機的な状況にありました。そのため、市の行財政改革を行いたいと思ったことが動機です。市長に就任して1期目は、とにかく行財政改革に取り組むということで、逼迫した財政状況を好転させることに力点を置いて取り組みました。市職員の皆さんにも協力してもらい、就任から2年目で財政調整基金に頼らない、安定した財政運営が実現できました。その後も財政調整基金には頼っておらず、借金も減らすことができました。

—— 大阪狭山市のまちづくりとして、どのような取り組みをされているのでしょうか

大阪狭山市では、「市民協働のまちづくり」を進めてい

#### 【プロフィール】

昭和26年12月1日生まれ(62歳)

昭和47年狭山町役場(現・大阪狭山市役所)に入職し、国民健康保険や生活保護業務を担当。総務部理事を経て、平成14年に大阪狭山市役所を退職

平成15年 大阪狭山市長就任

平成19年 大阪狭山市長に再選(2期目)

平成23年 大阪狭山市長に再選(3期目)

市長の部屋(ホームページ):

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/7.html>

#### 【大阪狭山市の概要】(平成26年度)

人口 57,800人(平成26年6月30日現在)

世帯数 24,460世帯(平成26年6月30日現在)

総面積 11.86平方キロメートル

平成26年度予算の状況

一般会計予算 185億円

特別会計予算 138億円

企業会計予算 19億円

合計 342億円



#### 【大阪狭山市マスコットキャラクター】

狭山池の龍神伝説と狭山池をかこむ桜をモチーフに誕生した「さやりん」

ます。一番形となっているのが「まちづくり円卓会議」です。これは、1中学校区に500万円の予算編成権を持ってもらい、地域の問題点を解決するために使うというものです。全国からも視察がたくさん来られています。この事業は、毎年進化してきており、平成26年度には、1つの中学校区がNPO法人の認証登録をして、自分たちで決算も含めて責任を持って取組むようになっています。

—— その500万円を使って、どのような事業をされているのでしょうか

狭山ニュータウンという高齢化率が高い地域があります。そこでは、高齢者向けに健康のための教室を開いたり、健康ウォーキングで陶器山を散策したり、高齢者が家に引きこもらないで集まるようにコミュニティカフェというのを運営しています。また、街並みをもっときれいにするために、街中で花壇づくりもしています。

それから、子どもが多い狭山中学校区では高齢者も子どもたちも一緒に「さやりんピック」という運動会をしており、かなり盛況です。そこでは、防災・防犯の色々なプログラムにも取り組んでいます。

もう一つの校区では、今年度は大きな盆踊り大会を企画しています。祭りでは地域の人と人とのあいだに繋がりが出来ます。地域の繋がりによって、防災、防犯に大きな効果が出ます。有事の時だけではなく、日ごろからの付き合いが大事で、祭りのような地域のイベントもその1つだと思います。

以上に述べたとおり、それぞれの校区が、地域の特殊性に応じた活動をしています。市がする場合は、全ての地域に公平に同じことをすることが求められます。しかし、それぞれの校区に任せると、独自の事業を行うことができます。

## ～弁護士を任期付公務員として採用したこと～

—— 弁護士を採用された経緯について教えてください

人員削減の影響から、職員が日常業務に追われて、法律の勉強をする余裕がなくなってきています。そのため、**専門的な政策法務を担当する人が必要**であると感じていました。そのような状況の中で、私が参加している「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」という勉強会で、地方自治体における弁護士の採用についての議論がありました。そこで、栃木市長から、「弁護士を採用して、条例制定などの政策法務や法律相談の分野の仕事を担当してもらっている。それだけではなく職員がその弁護士にいろいろなことを教えてもらっており、職員はこれで法務能力を培うことができる。この効果はすごいですよ。」というこ

とを聞きました。それで、すぐに弁護士を採用することに決めました。

—— 市長の目から見て、採用するにあたって求める人物像とはどのようなものでしょうか

何年か弁護士の業務を経験しているほうが望ましいです。それから、職員の中で一緒に働いてもらうので、人柄重視です。取っ付き易い方がよいです。地元出身者が良いとか、行政事件の経験が多いとかは、こだわりませんでした。

—— 弁護士を採用して、どのような点が良かったのでしょうか

顧問弁護士と打ち合わせをするのに、専門的な言葉ではこちらは意味が分かりません。しかし、内部の弁護士が打ち合わせに入ることですごくスムーズに物事が進みます。訴訟の見通しを含めて分かりやすく私に説明してくれます。それは市の職員では難しいことです。**顧問弁護士の窓口**になってくれるのは、すごくありがたいです。

それから、**職員向けの勉強会や日常業務における法律相談**を担当してもらっています。職員は、気軽に相談に行けますし、それによって、自信を持って市民あるいは業者に対応することが出来ます。そのような点が良い点だと思います。

## ～大阪弁護士会との行政連携のあり方～

—— 当会では、「行政連携のお品書き」という冊子を作成して、行政と連携できるサービスのメニューを出しているのですが、自治体として、大阪弁護士会に何か求めることはありますか

地方自治体の首長は、先ほど私が話した弁護士を採用するメリットを聞けば、採用に前向きになると思います。そういうときに、窓口となる連携センターが各自自治体に対してアドバイスをしていただけたらと思います。

また、任期付公務員として弁護士の採用をしました。内部の職員としての弁護士と外部の弁護士とは役割が違います。そのことも踏まえて弁護士会と連携することも必要になると思います。

—— 本日は、貴重なお話をいただきありがとうございました

